

国営総合農地防災事業 渡良瀬川中央（二期）地区

事業の概要

本地区は、国営渡良瀬川沿岸農業水利事業（S46～S59）のほか県営事業等により用排水施設が整備され、地域農業の発展に重要な役割を果たしてきた。本事業では、近年の住宅開発等による洪水の流出形態の変化及び地盤沈下の進行などにより、排水機能が低下していることから、排水路6km（一期分を含めて排水機場1箇所、排水路17km）の改修を行うものである。

目的・必要性

近年の住宅開発等による洪水の流出形態の変化及び地盤沈下の進行などの他動的要因に起因して、農業用排水施設の排水機能が低下し、農地への溢水及び湛水被害が生じ、農業生産の阻害要因となっている。

このため、排水路の新設または改修を行い農業用排水施設の機能を回復することにより、被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るものである。

費用対効果分析の結果

効用（百万円／年）：災害の防止による作物の生産量の増加	1,712百万円
施設更新による従前の農業生産の維持	739百万円
施設改修による災害の未然防止	231百万円
その他	26百万円
計	2,708百万円

費用便益比	1.01
便 益	41,296百万円
総事業費	41,000百万円

注）総事業費には一期事業及び関連事業を含む。

検 討

機能回復することにより、営農上の阻害要因となっていた溢水及び湛水被害が解消され、農作物被害が軽減されるほか、地域で振興している作物の作付が可能となり、農業経営の安定化が図られる。

また、農業被害のみならず家屋等の洪水被害も未然に防止される。

なお、排水路、遊水池の整備にあたっては、関係市町構想を踏まえ、地域環境スペースや水辺・生態系保全空間としての利用が可能な整備を行う予定である。

日程・手続

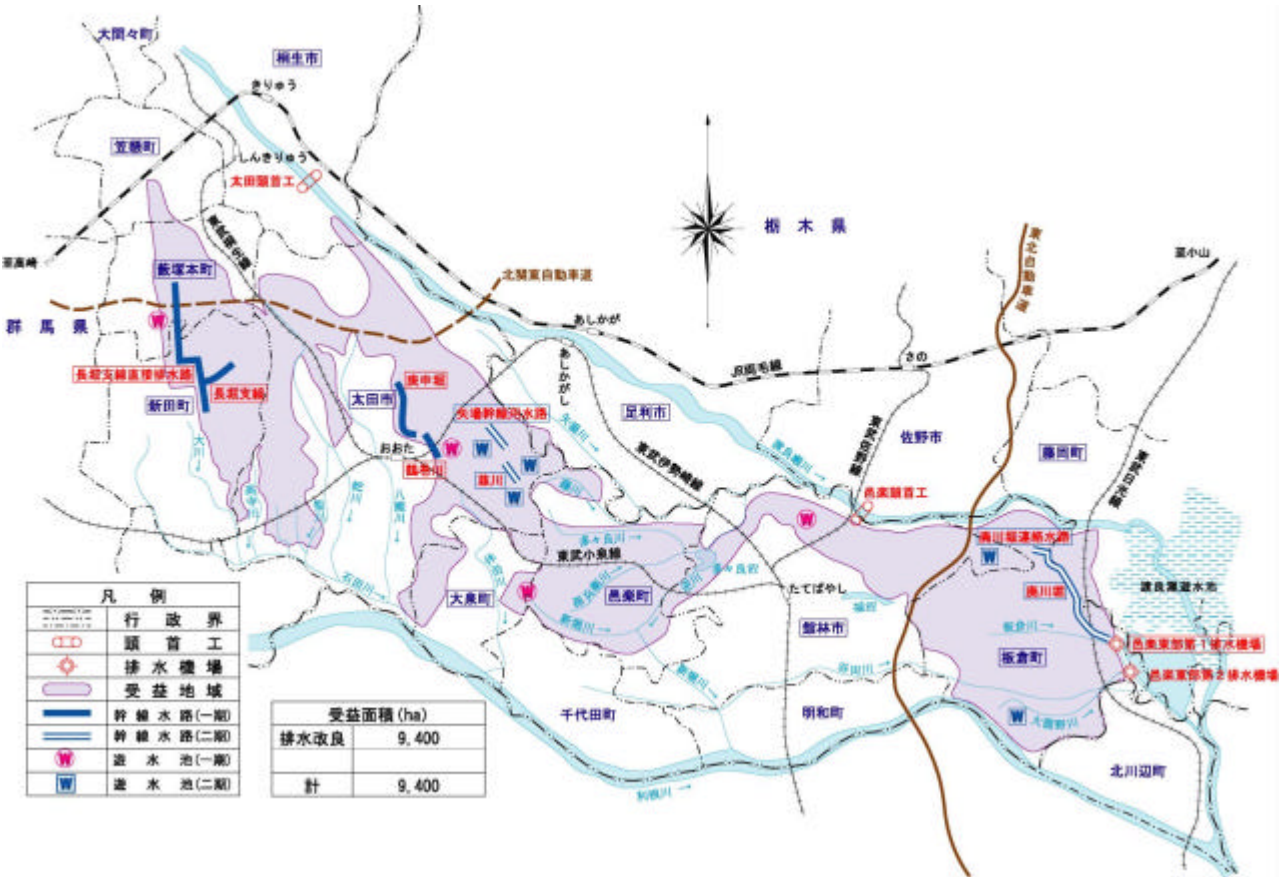
一期事業の着工に伴い、平成13年3月に土地改良法に基づく事業計画の確定を了している。

事業に対する意見

平成11年5月 関係市町・土地改良区等から成る国営総合農地防災事業等渡良瀬川中央地区推進協議会において着工要望を決議。

概要図

1．受益面積	9，400ha
2．受益者数	16，915人
3．主要工事計画	排水機場 - （ 1ヶ所 ） 排水路 6km（ 17km ） （ ）は一期を含む全体
4．国営総事業費	12，000百万円 （ 28，000百万円 ） （ ）は一期を含む全体



平成14年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：関東農政局）（地区名：渡良瀬川中央（二期））

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3．事業による効果が十分見込まれること。	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4．農家負担の可能性が十分であること。	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

平成14年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：関東農政局）（地区名：渡良瀬川中央（二期））

2. 評価事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項	I 作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減を図る。 II 地域の農業生産及び農業経営の維持・向上を図る。 III 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	☐ ☐ ☐
2. 事業内容に関する事項	I 事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 II コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 III 地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。 IV 一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	☐ ☐ ☐ ☐
3. 事業実施の優先性・緊急性に関する事項	I 周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。 II 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 III 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 IV 地元の事業推進体制が整備されている。 V 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 VI 関連する他事業との調整が図られている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。